

豊能町ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊能町（以下「町」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告等の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告欄 町ホームページのうち、町が指定するページの一部や全部をいう。
- (2) 広告代理店 広告を町ホームページに掲載するにつき、町から委託を受けた事業者をいう。

(広告等の範囲)

第3条 町ホームページに掲載する広告等は、バナー広告とし、住民生活の利便性の向上に寄与するものであって、その範囲は、豊能町広告事業要綱（以下「要綱」という。）第3条及び豊能町広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定を準用する。

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページの内容についても適用する。

(広告等の掲載順位)

第4条 申込者が多数の場合は、次の順位に基づき、決定をすることができるものとする。

- (1) 町内の商店街、専門店の連合体
- (2) 町内の商店、事業所等
- (3) 町内で活動する公益法人、各種町民団体
- (4) 国、独立行政法人及び地方公共団体その他の公共団体
- (5) 私企業のうち公共性の強いもの
 - ア. 電気又はガス供給、電信電話、旅客運輸、新聞、放送等
 - イ. 町内に本店又は支店を有する銀行、農業協同組合等
- (6) その他の掲載基準を満たす広告

(使用条件)

第5条 広告欄の使用条件は、次のとおりとする。

- (1) 広告代理店は広告等の内容、デザイン、コピー等掲載内容について、掲載前に町と協議し、了解を得るものとする。
- (2) 掲載する広告等についての広告主への対応は、広告代理店がすべて行う。
- (3) 広告欄の規格は次のとおりとする。
 - ア. 縦60ピクセル
 - イ. 横120ピクセル
 - ウ. 4KB以内
 - エ. GIF形式(GIFアニメ可)
- 2 町ホームページへ掲載するバナー広告は、「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」(以下「ウェブコンテンツJIS」という。)の規程に配慮しなければならない。
- (4) 広告の掲載場所は、町ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、町が指定するものとする。また、掲載可能枠数は5枠とする。
- (5) 広告の掲載期間は1か月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。また、広告は、掲載開始日の午前9時00分から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時00分をもって終了するものとする。
- (6) 広告代理店は、広告原稿のデータを町の指定する期日までに提出する。
- (7) 広告代理店は、広告欄使用料を町の指定する期日までに、町の指定する方法により支払う。

第6条 この要領に定めるもののほか、広告等の掲載に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年6月4日から施行する。